もっと知ってほしい私たちの仕事
～相互の理解と連携に向けて～

第９回　金融庁（金融犯罪対策室）

金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室
金融犯罪対策連携調整官　神谷（かみや）　槙子（まきこ）

金融庁は、金融システムの安定や利用者保護等の観点から、金融機関等の規制や監督を行っています。その業務の一つとして、金融機関における金融犯罪対策の強化にも取り組んでいます。

犯罪者が犯罪収益を移転する際には金融機関の提供するサービスが用いられる場合も多く、金融庁は従前よりこうしたマネー・ローンダリング等への対策に取り組んできましたが、2024年７月に新たに「金融犯罪対策室」を設置し、収益移転にフォーカスしたマネー・ローンダリング対策のみならず、振り込め詐欺等の金融サービスを悪用した前提犯罪にも対処していく姿勢を示しています。

政府全体の動きとしては、急増する詐欺被害に対処するため、2024年６月に詐欺全般に特化した「国民を詐欺から守るための総合対策」、2025年４月にはその改訂版となる「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を策定しており、金融庁も、国民の金融サービスに対する信頼の維持という観点からも、同対策に盛り込まれた施策を着実に進めています。以下では、金融庁や業界における取組の一部をご紹介します。

なお、本稿における意見・見解はすべて執筆者の個人的見解であり、所属す

る組織の公式見解を示すものではありません。

1 口座不正利用対策に係る要請文の発出

詐欺等の犯罪においては、被害金の授受やその移転先として、不正に開設・譲渡された預貯金口座が用いられるという特徴があります。SNS上で募った協力者に対して法人設立と口座開設を指示し、それによって入手した法人口座を使ったマネロン事案なども報道されました。このため、こうした預貯金口座の不正利用に係る対策が重要となってきます。

こうした状況を踏まえ、2024年８月、金融庁は警察庁と連名で、預金取扱金融機関の各業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請しました。

要請の内容は、口座開設時の実態把握から利用者のアクセス環境等に着目した検知、出金停止・凍結等の措置の迅速化など多岐にわたり、金融機関間での情報共有や、警察との連携の強化についても盛り込んでいます。

また、インターネットバンキングを通じた振込みが被害高額化の一つの要因になっていることがうかがわれることを踏まえ、インターネットバンキング利用申込みの際の確認や注意喚起、インターネットバンキング初期利用限度額の適切な設定､利用限度額引上げ時の確認や注意喚起などの内容を追加する形で、2025年９月に再度要請を発出しました。

要請内容

① 口座開設時における不正防止及び実態把握の強化
② 利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知
③ 不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化
④ 検知及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化
⑤ インターネットバンキングに係る対策の強化
⑥ 振込名義変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者への送金停止等

⑦　不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有
⑧　警察への情報提供・連携の強化

足元の詐欺被害が、大都市部だけでなく地方中小規模都市部にまで広がっていることを踏まえると、金融機関の規模や立地にかかわらず、すべての金融機関がこれらの要請内容を踏まえて着実に対策を講じることが必要です。もっとも、取引モニタリングの迅速化や取引の保留・口座凍結等については、現状はシステム上の制約から十分に対応できない金融機関もあるものと承知しています。対策の深度が相対的に浅い金融機関ほど、犯罪組織に狙われる脅威に晒されていると考えられることから、システム上の対応が必要なものについても、計画的に対応することが重要となってきます。

金融庁では、各預金取扱金融機関に対しアンケートを発出しており、その対応状況の確認を通じて、金融機関全体の口座不正利用対策の底上げを図っていきます。

2 警察と金融機関の連携

上記要請も踏まえ、全国各地で金融機関と都道府県警察の連携が進んでいます。具体的な情報連携のあり方については一様ではありませんが、例えば以下のような連携事例が存在します。

○　警察が保有する不正利用口座に関する情報を金融機関側に迅速に提供し、金融機関側において振込済のデータから当該不正利用口座への振込みの有無や同一人物／企業の可能性がある口座を調査の上、警察に情報提供することにより、被害拡大防止や未然防止につなげる
○　金融機関が実施しているモニタリングを通じ、詐欺の被害に遭っている可能性が高いと判断した口座や詐欺等に不正利用されている可能性が高いと判断した口座に関する情報を警察へ迅速に提供し、被害拡大防止や迅速な犯罪捜査につなげる

また、各地域だけでなく、都市銀行やネット銀行などの金融機関と警察庁の間でも連携協定を締結する動きもみられます。こうした取組がさらに多くの金融機関に拡大していくことを期待しています。

なお、金融機関からは、提供した情報がどのように活用されたのかを知ることができると、その後のモニタリングにも活用できて有用といった声も聞かれるところです。警察の皆さまにおかれましては、可能な範囲でこうした情報還元もご検討いただけると大変ありがたいと考えています。

3 不正利用口座情報の共有に係る検討

また、口座不正利用対策については、金融業界全体としての取組も進んでいます。金融犯罪抑止のためには、詐欺被害が疑われる送金を早期に検知し、犯罪者の口座を凍結すること、その上で凍結した口座と関連のある口座も凍結し、犯罪者による口座悪用を断ち切る必要があることから、全国銀行協会が2024年12月に「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」を設置し、金融機関間で犯罪者の口座情報を即時に連携できる仕組みを構築すべく、検討を開始しました。当該検討会には、金融庁と警察庁もオブザーバーとして参加しています。同検討会は、2025年３月に報告書を公表し、その後も引き続き法令面・実務面の整理や情報共有に係るシステムの設計等について、検討が進められています。

4 警察庁と金融庁の連携

上記要請の発出をはじめとして、金融庁と警察庁は日常的にさまざまな情報交換を行っており、2025年には、双方の幹部レベルでの局長級会合を２回開催し、足元の犯罪被害情勢や各種取組みについて意見交換するなど、密に連携を図っています。以下では、両者一緒に、あるいは他の機関とも連携して行っている国民向けの広報・啓発活動の例をご紹介します。

⑴　金融機関等の現場をサポートするためのチラシ作成

上記要請においては、不正等のおそれを検知した取引に係る顧客への確認や出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化を求めています。金融機関がこうした対策を実施し、その効果を一層高めるためには、顧客と接する金融機関や警察の方々の現場での取組みが極めて重要となると同時に、取引の保留や顧客への確認といった場面では、顧客側の理解・協力も必要となります。

このため、現場の方々の取組みを支援すべく、顧客となる国民の皆さまのご理解・ご協力を得られるよう、「金融機関が取引の背景事情を伺う場合や、取引の謝絶や警察への連絡を行う場合がある」旨を記載した、各金融機関で活用いただけるチラシを警察庁と連名で作成しました。

出典：金融庁ウェブサイト
（https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250204/chirashi2.png）

⑵　官民一体・業界横断的な広報

先ほど触れましたが、詐欺等の犯罪の被害金の受け皿やその移転先として、偽変造された本人確認書類を用いて開設された口座や、真正に開設された後、売却等により犯罪者の手に渡った口座が用いられています。

この点、非対面の本人確認方法のうち、画像の読取りによる方法など、偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法を廃止する形での犯罪収益移転防止法施行規則の改正が2025年６月に行われました（2027年４月施行予定）。対面での本人確認方法についても、同様にICチップ情報の読取りを義務付ける方向での検討が進められています。

これらの手当てが進むのとあわせて、真正に開設された口座が犯罪者の手に渡るのを防ぐこと、すなわち口座の売却等をさせないことが重要です。

こうした観点から、口座の売買は違法であることを国民の皆さまに向けて広く呼び掛けるため、全国銀行協会が主導し、金融庁・警察庁も協力する形で、銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫の官民一体・業界横断的な広報コンテンツを作成しました。ショート動画形式で、SNS等の広報媒体を通じて発信を開始しています。

出典：金融庁ウェブサイト
（https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251128/20251128.html）

5 おわりに

2025年の特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害総額は過去最悪となっています。金融犯罪対策は競争領域ではなく協調領域であり、金融機関間・官民での連携が重要です。既にご紹介しましたとおり、警察庁と金融庁、都道府県警察と金融機関の連携も進んできているところですが、引き続き官民一体となって、国民を詐欺等の被害から守るための環境整備を図っていきたいと考えています。

（2026年２月執筆）